

労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための改正

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

2. ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務とする（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

3. 受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

5. 第88条第1項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

6. 電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

7. 外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録可能とする。

施行期日：5・6は平成26年12月1日、3・4・7は平成27年6月1日、2は平成27年12月1日、1は平成26年6月25日（公布日）から2年以内で政令で定める日

労働安全衛生法改正の施行スケジュール（予定）

	26年度			27年度			28年度	
	6月25日	9月	12月	4月	6月	12月	4月	6月
〔計画届（88条1項）の廃止 電動ファン付き呼吸用保護具〕	公布		○9/16 政令・省令 審議会に諮問	H26年12月1日施行				
〔外国検査・検定機関の登録〕		○9/16 政令 審議会に諮問	省令 審議会に諮問			H27年6月1日施行 ・外国検査・検定機関 ・特別安全衛生改善計画 ・受動喫煙防止		
〔特別安全衛生改善計画制度の創設〕			省令 審議会に諮問					
〔受動喫煙防止の努力義務化〕								
〔ストレスチェック制度の創設〕			省令 審議会に諮問			H27年12月1日施行		
〔リスクアセスメントの義務化〕				省令 審議会に諮問				
〔ラベル成分削除〕								
〔ラベル対象物拡大〕				政令・省令 審議会に諮問			H28年6月までに施行 ・リスクアセスメント ・ラベル	

※政令改正事項（H25.12の審議会建議に記載）

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 に関する省令案の概要（１）（ストレスチェック制度関係①）

1. ストレスチェック制度の概要

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付けるもの（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）。

検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とするもの。

2. 改正の概要

※労働安全衛生規則の改正

（１）産業医の職務

産業医の職務に、ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関するものを追加。

（２）検査の実施等に係る規定の整備

① 実施時期と検査の内容

事業者は、常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回、定期的に、次の事項について検査を行うこと。

- ・ 職場におけるストレスの原因に関する項目
- ・ ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
- ・ 職場における他の労働者による支援に関する項目

② 検査の実施者

医師又は保健師のほか、厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した看護師又は精神保健福祉士とすること。ただし、検査を受ける労働者について、解雇等の直接的な人事権を持つ監督者は、検査の実施の事務に従事してはならないこととする。

③ 結果の保存等

事業者は、労働者の同意を得て、検査の結果を把握した場合には、当該結果の記録を作成し、5年間保存しなければならないこととする。それ以外の場合には、事業者は、検査を行った実施者による検査結果の記録の作成及び検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならないこととする。

④ 結果の通知

検査結果は、検査の実施者から、遅滞なく、労働者に通知されるようにしなければならないこととする。

⑤ 同意の取得

検査の結果を事業者に提供することについての労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならないこととする。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 に関する省令案の概要（２）（ストレスチェック制度関係②）

２．改正の概要（続き）

※労働安全衛生規則の改正

（３）検査結果の集団ごとの分析等に係る規定の整備

事業者は、実施者に、検査の結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めるとともに、当該分析結果を勘案し、必要があると認めるときは、その集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。

（４）検査結果に基づく面接指導の実施等に係る規定の整備

① 検査結果に基づく面接指導の対象となる労働者の要件

検査の結果、ストレスの程度が高い者であって、検査を行った実施者が面接指導の実施が必要と認めたものとする。

② 面接指導の申出

労働者が検査の結果の通知を受けた後、面接指導の申出を遅滞なく行うとともに、事業者は、申出があったときは、遅滞なく、面接指導を実施しなければならないこととすること。また、実施者は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者に対して、面接指導の申出を行うよう勧奨することができることとすること。

③ 医師の確認事項

医師は、面接指導を行うに当たっては、当該労働者の勤務の状況や心理的な負担の状況等を確認することとすること。

④ 結果の保存

事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、これを５年間保存しなければならないこととすること。

⑤ 意見聴取

面接指導の結果に基づく医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならないこととすること。

（５）その他の事項

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に検査及び面接指導の実施状況等について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととすること。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案の概要（3）（特別安全衛生改善計画関係）

1. 特別安全衛生改善計画の概要

法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場において発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様の重大な労働災害を発生しないようにするための必要な再発防止対策について計画を作成するよう、厚生労働大臣が指示することができるもの。

2. 改正の概要 ※労働安全衛生規則の改正

（1）「重大な労働災害」の定義

- ①死亡災害
- ②負傷又は疾病により、障害等級第1級から第7級までの障害に該当するものが生じたもの又は生じるおそれのあるもの

（2）「再発を防止するため必要がある場合」の要件

同一企業において、次の法令違反により、同様の『重大な労働災害』を3年以内に複数の事業場で発生させた場合

- ・ 労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法及びこれらの法律に基づく政省令（別添参照）
- ・ 労働基準法第36条第1項但書及び労働基準法施行規則第18条（坑内労働等有害業務制限）
- ・ 労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条（年少者の有害業務制限）
- ・ 労働基準法第63条（年少者の坑内労働等禁止）
- ・ 労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条（女性の坑内労働等禁止）
- ・ 労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条（女性の危険有害業務の禁止）

（3）事業者が提出する改善計画の内容

特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、指示書に記載された期限までに、①計画の対象とする事業場、②計画の期間・実施体制、③重大な労働災害の再発防止のための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

（4）その他

計画の指示、計画の変更指示に係る所定の様式を定める。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案の概要（４）（外国検査・検定機関制度関係）

1. 外国検査・検定機関の概要

ボイラーなど特に危険性が高い機械等を製造等する際に受けなければならないこととされている検査・検定を実施する機関（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関。以下「検査・検定機関」という。）のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関（以下「外国検査・検定機関」という。）についても登録を受けられることとするもの。

2. 改正の概要

※登録省令の改正

検査・検定機関の登録手続き等について定めた「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）」の規定のうち、国内機関と外国機関で内容が異なる場合について、所要の整備を行い、国内機関によるものと同等の機能性・安全性を担保するもの

※下記以外の手続きは、他の国内機関と同様であり、従来通りである。

- ① 登録申請をしようとする者が提出すべき添付書類
 - ・ 申請者が、外国法令に基づいて設立された法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるものを提出させることとする等規定。
- ② 外国検査・検定機関への立入検査（監査指導）に係る旅費の額等
 - ・ 立入検査に要する費用のうち外国検査・検定機関が負担すべき旅費の詳細について、①国家公務員等の旅費に関する法律の規定により計算した額とすること、②立入検査の日数は事務所ごとに3日として計算すること等を規定。
- ③ その他
 - ・ 外国検査・検定機関の業務の引継ぎ、外国検査・検定機関の登録を取り消した場合の公示に係る規定を整備する。

参考：労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係 省令の整備に関する省令案の概要（別添）

労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法に基づく政省令

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）
有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）
鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）
四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）
特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）
高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）
電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）
酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）
機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号）
沖縄県の区域における労働安全衛生法及びこれに基づく命令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年労働省令第47号）
粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号）
作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）

じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）

他、労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成13年厚生労働省令第67号）など